

被 処 分 者	認 定 証 番 号	岩手県公安委員会 第 195 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	リアス運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	大船渡市
処 分 年 月 日		令和 7 年 4 月 11 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		令和 7 年 3 月 1 日から同月 13 日までの間、自動車 運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に 規定する代行運転自動車の運行により生じた利用 者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償す るための措置を講じていなかったこと。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		岩手県